

## 青森県いじめ防止基本方針 新旧対照表

### ○語句の整理

- ・心理や福祉の専門家 → 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへ統一
  - ・いじめられた児童生徒、被害児童生徒、\*被害者 → 「いじめを受けた児童生徒」へ統一
  - ・いじめた児童生徒、いじめる児童生徒、加害児童生徒、\*加害者 → 「いじめを行った児童生徒」へ統一
- ※「3 いじめの理解（1）」では、意図的に被害者・加害者という表現を用いています。

### ○項目番号の変更

ア、イ、ウ… → ①、②、③… (ア)、(イ)、(ウ)… → i)、ii)、iii)…

NO.	改定案	現 行	備 考
はじめに			
1	<p>略～</p> <p>青森県いじめ防止基本方針は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、策定するものである。</p> <p>なお、<u>青森県いじめ防止基本方針</u>は、県内に在住する児童生徒の健全な育成を図る県としての観点のほか、次の3つの観点から策定した。</p>	<p>略～</p> <p>青森県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、策定するものである。</p> <p>なお、県の基本方針は、県内に在住する児童生徒の健全な育成を図る県としての観点のほか、次の3つの観点から策定した。</p>	変更
<p><b>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b></p> <p><b>2 いじめの定義</b></p>			
2	<p>(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織<u>（以下「学校いじめ対策組織」という。）</u>を活用して行う。</p>	<p>(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。</p>	追加
3	<p>(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。<u>けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。</u>以下略</p>	<p>(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に留意する必要がある。以下略</p>	追加

4	(5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。 <u>例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、<b>軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</b></u>	(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。	追加・変更
<b>4 いじめの防止等に関する基本的考え方</b>			
5	(1) いじめの防止 ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは <b>絶対に</b> 許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒に豊かな情操や道徳心を培い、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、以下略	(1) いじめの防止 イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒に豊かな情操や道徳心を培い、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、以下略	変更
6	⑤ 「いじめは <b>絶対に</b> 許されない」行為であるという共通認識を持ち、その対策には県民一体となって取り組んでいく必要がある。	オ 「いじめは <b>絶対許</b> されない」行為であるという共通認識を持ち、その対策には県民一体となって取り組んでいく必要がある。	追加
7	(3) いじめへの対処 ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し <b>詳細を確認した上で</b> 、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。以下略	(3) いじめへの対処 ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。以下略	追加
8	(5) 関係機関との連携について ① いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局 <b>等の人権擁護機関</b> 、県の私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。	(5) 関係機関との連携について ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、県の私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。	追加
<b>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>			
<b>1 県が実施する施策</b>			
9	(1) 青森県いじめ防止基本方針の策定 本県におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法の趣旨を踏まえ、 <u>国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）</u> を参考にして、 <u>青森県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）</u> を定める。	(1) 青森県いじめ防止基本方針の策定 本県におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考にして、「青森県いじめ防止基本方針」を定める。	変更
10	(3) 県教育委員会の附属機関の設置 ④ 法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を学校の設置者として県教育委員会が行う場合は、 <u>いじめ防止等のための</u> 附属機関において調査を行う。	(3) 県教育委員会の附属機関の設置 エ 法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を学校の設置者として県教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査を行う。	変更

1 1	<p>(4) 県が実施すべき取組</p> <p>① いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備及び相談窓口の周知を図る。</p> <p>i) いじめ相談電話や青森県総合学校教育センターにおける教育相談等、多様な相談窓口を確保するとともに、県や関係機関等が設置した窓口を<u>児童生徒・保護者及び県内の関係者に周知徹底する。</u></p> <p>ii) <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣に取り組むとともに、児童生徒・保護者から活用されるよう、その取組を積極的に周知する</u></p>	<p>(4) 県が実施すべき取組</p> <p>ア いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備及び相談窓口の周知を図る。</p> <p>(ア) いじめ相談電話や青森県総合学校教育センターにおける教育相談等、多様な相談窓口を確保するとともに、県や関係機関等が設置した窓口を生徒・保護者及び県内の関係者に周知徹底する。</p>	追加・新設
1 2	<p>③ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、<u>家庭への支援を行う。</u></p>	ウ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、 <u>家庭への支援に努める。</u>	変更
1 3	<p>④ <u>いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。</u></p>		新設
1 4	<p>⑥ インターネット上のいじめに対応するため、<u>ネットパトロールの実施、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実等</u>の体制の整備を図る。</p>	オ インターネットを通じて行われるいじめに対応するための体制の整備を図る。	追加
1 5	<p>⑩ いじめの実態把握の取組状況等、学校における<u>定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等</u>を点検するとともに、教職員向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。</p>	ケ いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教職員向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。	追加
1 6	<p>⑪ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築するため、PTAや地域の関係団体等との連携促進に努め、<u>児童生徒を見守る環境づくりを促進する。</u></p>	コ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築するため、PTAや地域の関係団体との連携促進に努める。	追加
1 7	<p>⑬ 県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定による出席停止の手続き等を定めた教育委員会規則に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるよう指導・助言を<u>行うとともに、次のような取組を促す。</u></p> <p>i) <u>いじめを行った児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合は、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援すること。</u></p> <p>ii) <u>いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討すること。</u></p>	シ 県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定による出席停止の手続き等を定めた教育委員会規則に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるよう指導・助言を図る。	追加

	<b>2 学校の設置者が実施すべき取組</b>		
18	(1) いじめの防止等のための取組 ② いじめの防止のため児童会や生徒会が中心となって行う活動など、児童生徒が自主的に <u>いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する</u> 活動の充実を図る。	(1) いじめの防止等のための取組 イ いじめの防止のため児童会や生徒会が中心となって行う活動など、児童生徒が自主的に <u>行う活動の充実</u> を図る。	追加
19	④ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な <u>アンケート調査、個人面談</u> 及びその他の必要な取組に関する指導・助言を行う。 <u>また、学校の設置者として、その設置する学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握しておく。</u>	エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及びその他の必要な取組に関する指導・助言を行う。	追加
20	⑤ 児童生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談を行うことができる <u>ようにするため、国の動向などを踏まえ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣、法務局等の人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備並びに、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備の推進や教職員の業務負担の軽減</u> を図る。	オ 児童生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備に努める。	追加
21	⑥ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を図る。 <u>全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。</u>	カ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を図る。	追加
22	(2) いじめに対する措置 学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、その学校に対し必要な支援を行い、 <u>若しくは必要な措置を講ずることを指示する。支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。さらに、学校の設置者として、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。</u> なお、県立学校の調査については、必要に応じ、いじめ防止等のための附属機関を活用する。	(2) いじめに対する措置 学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、その学校に対し必要な支援及び指導・助言、又は自ら必要な調査を行う。なお、県立学校の調査については、必要に応じ、法第14条第3項のいじめ防止等のための附属機関を活用する。	追加
23	(4) 学校評価の留意点、教員評価の留意点 ① 各学校が行う学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、 <u>日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならぬ。</u> したがって、 <u>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</u>	(4) 学校評価の留意点、教員評価の留意点 ア 各学校が行う学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、 <u>問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価するとともに、評価結果に基づきその改善に取り組むよう、必要な指導・助言に努める。</u>	追加

24	<p>② <u>教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。</u>教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、<u>且常の児童生徒理解、未然防止や早期発見に努めるとともに、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組を行っていることなどについて評価するよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。</u></p>	<p>イ 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒理解や未然防止・早期発見に努めるとともに、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組を行っていることなどについて評価する。</p>	追加
25	<p>(5) 学校運営改善の支援 ① 教職員が児童生徒と向き合い、<u>保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導體制の整備を推進するとともに、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。</u></p>	<p>(5) 学校運営改善の支援 ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。</p>	追加
<b>3 学校が実施すべき取組</b>			
26	<p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 ① 各学校は、国の基本方針、県の基本方針等を参考にして、その学校の実情に応じ、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める必要がある。 <u>学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。</u> i) <u>学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。</u> ii) <u>いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。</u> iii) <u>いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。</u></p>	<p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 ア 各学校は、国の基本方針、県の基本方針等を参考にして、その学校の実情に応じ、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める必要がある。</p>	変更・新設
27	<p>② 学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・<u>いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）</u>の在り方、教育相談体制、生徒指導體制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容とすることが必要である。 <u>中核的な内容としては以下のようなことが挙げられる。</u></p>	<p>イ 学校基本方針は、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導體制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容とすることが必要である。 具体的な内容としては以下のようなことが考えられる。</p>	変更
28	<p>i) <u>いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。</u></p>	<p>(ア) いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。</p>	追加・変更

29	<p>ii) <u>アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。また、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。</u></p>	<p>(イ) 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりする。</p>	
30	<p>iii) <u>いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点から、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが必要である。</u></p>		
31	<p>iv) より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して<u>適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおくことが必要である。</u></p>	<p>(ウ) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込むことが望ましい。</p>	
32	<p>v) <u>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。</u></p>		
33	<p>③ <u>児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。</u></p>	<p>ウ 具体的な取組の策定に当たっては、学校全体での取組とするために、児童生徒が主体的に参加できるようなものとなるよう留意する。</p>	追加・変更
34	<p>④ <u>学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。</u></p>	<p>エ 学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくため、学校基本方針は保護者、地域の意見等を反映させるなど、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように留意する。</p>	追加・変更
35	<p>⑤ <u>策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</u></p>	<p>オ 策定した学校基本方針については、児童生徒や保護者に示すとともに、学校のホームページなどで公開するよう努める。</p>	追加・変更

36	<p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>① <u>法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加する。</u></p>	<p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>ア 各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される法第22条に定めるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止等対策委員会」という。）を置くものとする。</p> <p>イ いじめ防止等対策委員会の構成員としては、管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等を加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織として、対応することにより実効的ないじめの防止等の対策に取り組める体制とする。</p>	追加・変更
37	<p>② <u>いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ防止等の対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とすることが有効である。</u></p>	<p>ウ いじめ防止等対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。</p>	
38	<p>③ <u>当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。</u></p>		
39	<p>④ <u>学校いじめ対策組織の具体的な役割としては、以下のようなことが想定される。</u></p> <p>i) <u>いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割</u></p> <p>ii) <u>いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割</u></p> <p>iii) <u>いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割</u></p> <p>iv) <u>いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割</u></p>	<p>エ いじめ防止等対策委員会の具体的な役割としては、以下のようなことが想定される。</p> <p>(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割</p> <p>(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割</p> <p>(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割</p> <p>(エ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割</p>	追加・変更

	<p>v) <u>いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割</u></p> <p>vi) <u>学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割</u></p> <p>vii) <u>学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割</u></p> <p>viii) <u>学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）</u></p>		
4 0	<p>⑤ <u>いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。</u></p> <p><u>さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。</u></p>	<p>キ <u>いじめ防止等対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。</u></p> <p>オ <u>いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であるため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込まずにいじめ防止等対策委員会に報告・相談する。</u></p> <p>カ <u>いじめ防止等対策委員会は、集められた情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。</u></p>	追加・変更
4 1	<p>⑥ <u>学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。</u></p>		
4 2	<p>⑦ <u>学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して事案対処につなげるのが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。</u></p>		

4 3	<p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>① いじめの防止</p> <p>iii) <u>いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないためのいじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。</u></p>	<p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>ア いじめの防止</p> <p>(ウ) <u>いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための指導に取り組む。</u></p>	追加・変更
4 4	<p>v) <u>児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめを受けた児童生徒を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。</u></p>		新設
4 5	<p>※上記 ① iii) と同意のため削除</p>	<p>(カ) 学校全体でいじめの防止等に取り組むことができるようにするため、児童生徒がいじめの問題について考え、その防止に主体的に取り組む活動を充実させる。</p>	削除
4 6	<p>② いじめの早期発見</p> <p>iii) <u>各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</u></p>		新設
4 7	<p>③ いじめに対する措置</p> <p>i) <u>学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」に違反し得る。</u></p>	<p>ウ いじめに対する措置</p> <p>(ア) <u>いじめの発見・通報を受けた場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しても、当該児童生徒の人格の成長を促し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</u></p> <p>(イ) <u>担任が一人で抱え込んだりせず、組織的に対応するとともに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</u></p>	追加・変更
4 8	<p>ii) <u>各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。</u></p> <p>iii) <u>学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。</u></p>		
4 9	<p>iv) <u>いじめを行った児童生徒に対しても、当該児童生徒の人格の成長を促し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。これらの対</u></p>		

	<u>応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。</u>		
5 0	⑤ <u>いじめの解消</u> <u>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</u>		新設
5 1	i) <u>いじめに係る行為が止んでいること</u> <u>いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</u>		
5 2	ii) <u>いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</u> <u>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。</u> <u>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。</u>		
	<b>4 家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性</b>		
5 3	(1) 家庭・地域及び関係機関等における取組の在り方 ② 子供の教育については、保護者に第一義的な責任があることを認識して、家庭環境や、親子関係が子供の豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し、思いやりの心、規範意識、正義感及び公共心などを、日頃の生活の中から育むことが大切である。	(1) 家庭・地域及び関係機関等における取組の在り方 イ 子供の教育については、保護者に第一義的な責任があることを認識して、家庭環境や、親子関係が子供の豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し、思いやりの心、規範意識、正義感などの人間尊重の精神及び公共心などを、日頃の生活の中から育むことが大切である。	変更

5 4	(2) 家庭・地域及び関係機関等での取組 ④ <u>地域においては、子供を温かく見守る環境づくりを進め、子供の孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を図る。</u>		新設
5 重大事態への対処			
5 5	(1) 学校の設置者又は学校による調査 <u>いじめの重大事態については、県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。</u>	(1) 学校の設置者又は学校による調査	追加・変更
5 6	①重大事態の発生と調査 i) 重大事態の意味について d 児童生徒や保護者から、 <u>いじめにより重大な被害が生じた</u> という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。 <u>児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこと。</u>	ア 重大事態の発生と調査 (ア) 重大事態の意味について d 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。	
5 7	iv) 調査を行うための組織について c 県立学校における調査を学校の設置者が調査主体となっていく場合は、 <u>いじめ防止等のための</u> 附属機関により調査を行う。 e 学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の <u>学校いじめ対策組織</u> 等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。	(エ) 調査を行うための組織について c 県立学校における調査を学校の設置者が調査主体となっていく場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関により調査を行う。 e 学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。	
5 8	vi) 自殺の背景調査の実施 a 調査の在り方 (c) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、 <u>次の</u> b の事項に留意する。	(カ) 自殺の背景調査の実施 a 調査の在り方 (c) いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、下記 b の事項に留意する。	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項			
1 県の基本方針の見直し			
5 9	県は、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、措置を講じる。	県は、3年の経過を目途として基本方針を見直すとする国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。	変更